

## 大津市建設工事等指名停止基準の運用について

大津市建設工事等入札参加申請書において市長の承認を受けた業者（以下「有資格業者」という。）に対する大津市発注の建設工事、測量・設計・調査等業務委託（以下「工事等」という。）に係る指名停止の措置の運用については、大津市建設工事等指名停止基準に定めるもののほか、下記によるものとする。

### 記

#### 1 第3条関係（下請負人及び共同企業体の構成員に関する指名停止）

- (1) 下請負人又は共同企業体の構成員の指名停止を併せて行うときの措置対象区域は、元請負人又は共同企業体の措置対象区域の範囲内とする。
- (2) 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事等について契約締結済みであって新たな指名が想定されない共同企業体については、対象としないものとする。

#### 2 第4条関係（指名停止の期間の始期）

指名停止の期間の始期は、別表の措置要件ごとに定めた日とする。また、指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の当該指名停止の期間の始期は、再度指名停止を決定した日とする。この場合、指名停止の通知は別途行うものとする。

#### 3 第5条関係（指名停止の期間の特例）

- (1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、第2項に規定による短期加重措置の対象としないものとする。
- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員が、第2項に規定による短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。
- (3) 第3項及び第4項の規定により1か月の2分の1とする場合の日数は、15日とする。

#### 4 第6条関係（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

- (1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、第2項に規定による短期加重措置の対象としないものとする。

## 5 別表第1 関係

- (1) その他入札前の調査資料（第1号関係）には、低入札価格調査に係る資料を含むものとする。
- (2) 安全管理措置の不適切による公衆損害事故及び工事関係者事故（第4号から第7号まで）については、被害がなくても明らかに安全管理措置に著しい過失がある場合、指名停止をすることが出来るものとする。
- (3) 安全管理措置の不適切による公衆損害事故及び工事関係者事故（第4号から第7号まで）については、市発注等工事等及び一般工事等のいずれにおいても、次の場合は原則として指名停止を行わないものとする。
  - ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
  - イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）
- (4) 安全管理措置の不適切による公衆損害事故（第4号及び第5号関係）各（2）の損害については、市発注等工事等及び一般工事等のいずれにおいても、次の場合は原則として指名停止を行わないものとする。ただし、被害がなくても安全管理の著しい過失において措置をかけることができる。
  - ア 電力・通信・ガス・水道等ライフラインに影響がない場合。
  - イ 交通遮断・環境等への影響がない場合。ただし、環境等への影響は住民等への影響を鑑み各事例ごとに判断する。
  - ウ 建物・車両等への影響がない場合。
- (5) 市発注の工事等における事故（第4号及び第6号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。
- (6) 市発注の工事等における事故（第4号及び第6号関係）について、当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合は、これによることとする。
- (7) 市発注の工事等における事故（第4号及び第6号関係）の負傷者については、当日の治療のみである、擦過傷・捻挫等については工事事故対象外とする。また、休業0日・全治1週間未満の工事事故については人身事故の対象外とする。（ただし、労基等の勧告等が出た場合はこの限りではない）
- (8) 一般工事等における事故（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切

であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として該当工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

- (9) 一般工事等における事故（第5号及び第7号関係）における傷害目安は、新聞報道等の記載により判断する。

## 6 別表第2関係

- (1) 「公共機関等の職員」（第1号関係）とは、贈賄罪又は公職にある者等のあつせん行為による利益等の処罰に関する法律違反が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）の職員をいう。
- (2) 「業務」（第3号、第8号及び第10号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。
- (3) 不正又は不誠実な行為（第10条（8）関係）の「失格判断」の基準については、積算が適正になされているか、積算内訳書の価格で適正な履行が出来るかなど合理的に判断する。
- (4) 不正又は不誠実な行為（第10条（8）関係）について、業者に過失がない場合は、指名停止を行わないものとする
- (5) 不正又は不誠実な行為（第10条（11）関係）
- ①「業務関連法令」とは、建設業法、建築基準法等をいう。
  - ②「労働者使用関連法令」とは、労働基準法、労働安全衛生法等をいう。
  - ③「環境保全関連法令」とは、産業廃棄物処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等をいう。
- (6) 不正又は不誠実な行為（第10条（13）関係）「その他の関連法令違反行為」とは、公文書偽造、道路交通法違反、恐喝、窃盗、入国管理法違反、河川法違反、有印私文書偽造、砂利採取法違反、税法違反等の行為をいう。
- (7) 「その他の法令違反行為」（第11（3）条関係）とは、横領、詐欺、背任、売春防止法違反、覚醒剤取締法違反、公職選挙法違反等の行為をいう。

## 7 その他

- (1) 「市発注」とは、市長又は公営企業管理者の発注をいう。
- (2) 「有資格業者」とは、大津市建設工事登録業者名簿又は大津市測量及び建設コンサルタント等登録業者名簿に登録された業者をいう。
- (3) 「有資格業者等」とは、有資格業者又は有資格業者の役員若しくは、その使用人をいう。
- (4) 「有資格業者の役員」とは、法人の代表権を有する役員、又は代表権を有しないその他の役員、若しくは支店等の代表権を有する者をいう。
- (5) 「使用人」とは、有資格業者の使用人をいう。